

○湯前町お試し居住体験事業実施要綱

(平成 29 年 4 月 1 日要綱第 9 号)

改正 令和 4 年 8 月 1 日要綱第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町への移住を検討している者(以下「移住検討者」という。)及び本町での事業展開検討等のために一時的に本町に滞在する者(以下「一時滞在者」という。)が本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅(以下「お試し住宅」という。)の整備及びその利用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住の推進を図り、もって本町への人口の流入を促進することを目的とする。

(お試し住宅)

第 2 条 お試し住宅は、移住検討者及び一時滞在者に対し、本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅として、一定期間借用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯前町お試し住宅	熊本県球磨郡湯前町 2632 番地 3

(借用の申込み)

第 3 条 お試し住宅を利用しようとする移住検討者は、借用開始の希望日の 7 日前までに、湯前町お試し住宅借用申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)を町長に対し提出しなければならない。この場合において、申込書の提出をもって、湯前町財務規則第 67 号様式の提出があったものとみなすものとする。

(借用の許可)

第 4 条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、借用の可否を決定し、湯前町お試し住宅借用許可(不許可)書(様式第 2 号)を、当該申込書を提出した移住検討者に対し、交付するものとする。

(契約の締結)

第5条 町長は、前条の規定によりお試し住宅の借用を許可したときは、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する契約を、当該許可を受けた者（以下「借受者」という。）と書面により締結するものとする。この場合において、町長は、お試し住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第3号）により当該契約が更新のない定期賃貸借の契約である旨を借受者に説明するものとする。

（借用期間）

第6条 お試し住宅を借用することができる期間（以下「借用期間」という。）は、2日以上30日以内とする。

2 借用期間の満了日は、次に定める日を除いた日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 借用期間に係る入居及び退去は、午前9時から午後4時までの間とする。

（賃借料）

第7条 お試し住宅の賃借料は、別表第1のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは減免することができる。

2 賃借料には、住宅賃借料、備え付け家財道具及び消耗品一式使用料、光熱水費、燃料費、日本放送協会放送受信料を含むものとする。

3 借受者は、第1項に規定する賃借料を、町長が指定する日までに前納しなければならない。

4 既に納付された賃借料は、還付しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を借用することができなくなったとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された賃借料の全部又は一部を還付することができる。

（借受者の遵守事項）

第8条 借受者は、お試し住宅及びその敷地の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条の規定により締結した契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づく権利を譲渡しないこと。

- (4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
 - (5) お試し住宅（備付けの設備及び備品を含む。第13条及び第14条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
 - (6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
 - (7) 清掃及び除草を適宜行い、ごみを適切に処理すること。
 - (8) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
 - (9) 借受者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適正に管理し、及び住環境を整備すること。
- (禁止行為)

第9条 借受者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の借用にふさわしくない行為

(借用許可の取消し)

第10条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第2項の規定による借用の許可を取り消すことができる。

- (1) 賃借料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、賃貸借契約に定める義務を完全に履行しないとき、又は賃貸借契約に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により借用の許可を取り消すときは、湯前町お試し住宅借用許可取消通知書（様式第4号）により借受者に通知するものとする。

3 第1項の規定により借用の許可を取り消したときは、第7条第3項の規定により納めた賃借料は、これを返還しない。
（明渡し）

第11条 借受者は、借用期間が満了したとき、又は前条の規定により借用の許可が取り消されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該借受者は、通常の借用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について、借受者と事前に協議するものとする。

4 町長は、借受者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、借受者の負担において、これを行うことができる。この場合において、借受者は、何らの異議を申し立てることはできない。
（立入り）

第12条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。
（損害賠償）

第13条 借受者は、故意又は過失によりお試し住宅を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りではない。
（事故免責）

第14条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、借用期間中にお試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町はその賠償の責めを負わないものとする。
（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 8 月 1 日要綱第 27 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

借用期間	賃借料
初日から 7 日目まで	10,000 円
8 日目から 30 日目まで	1 日あたり 1,000 円

様式第 1 号(第 3 条関係)

湯前町お試し住宅借用申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

湯前町お試し住宅借用許可(不許可)書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

お試し住宅定期賃貸借契約についての説明

[別紙参照]

様式第 4 号(第 10 条関係)

湯前町お試し住宅借用許可取消通知書
[別紙参照]